

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が保護変更決定通知書（令和3年3月1日を変更年月日とするもの。以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、本件処分の取消しを求めている。

処分庁は、令和3年3月5日に冬季加算を支給していない。〇〇課と〇〇課の財布（財源）が同じであること、生活保護費の支給日が同一でない（1日、5日）こと、生活扶助費が毎回変わること、2019年7月に〇〇市から〇〇市への引っ越しにより両市の生活保護基準額は同じはずであるのに支給額が違うこと、自分個人の毎月の支給額が提示されないこと、〇〇市に引っ越した2019年直後に保護費から勝手に介護費が控除されたこと、払

込用紙で介護費を支払済みであっても保護費から勝手に介護費を控除されたこと、生活扶助額が二通り示されることが、処分庁にそれぞれ見られるが、正当ではない。

また、処分庁は、冬季加算(額)という名目を11月から翌年3月迄示していないこと、本件処分の内容についての決定通知書の説明がないことから、請求人として保護変更決定処分についての認識はなかった。

さらに、処分庁が生活保護費から介護保険料を控除することは人権侵害であり、支給しなかった冬季加算分について、請求人に返金してもらえるのでしょうか。処分庁が〇〇市と同じ生活保護基準を用いているのかについては、疑問である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 3月 1日	諮問
令和 4年 5月 27日	審議(第66回第2部会)
令和 4年 6月 17日	審議(第67回第2部会)
令和 4年 7月 29日	審議(第68回第2部会)
令和 4年 8月 26日	審議(第69回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定める。

保護の補足性を定める法4条の規定は、法の基本原理のひとつであると法5条は定めている。

(2) 保護の基準・程度

法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(3) 職権による保護の変更

法25条2項によると、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。

(4) 冬季加算について

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イによると、〇〇市、〇〇市を含む東京都の冬季加算地区区分はVI区にあたる。

そして、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(7)・第2類によると、〇〇市、〇〇市を含む東京都内（VI区）における冬季加算は、一人世帯においては、11月から翌年3月に限り月額2,630円を計上することとされている。

(5) 介護保険料加算について

ア 保護基準別表第1・第2章・7によると、介護保険料加算

について、「介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。」とされている。ここにいう第一号被保険者とは、市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者のことをいうとされている（介護保険法9条1号）。

イ そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(2)・ケ・(7)においても、「介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。」とされている。

ウ 介護保険法施行令39条1項1号に基づく被保護者の介護保険料（令和2年度）は、〇〇市の場合、〇〇条例（以下「条例」という。）12条2項に基づき、被保険者は7月分の介護保険料を2,880円、8月分から翌年2月分までの介護保険料を毎月2,700円の年額21,780円を支払うこととなっており、普通徴収に係る保険料は、条例14条にある第1期から第8期の各期日までに、それぞれ納付しなければならないとされている。〇〇市においては、被保護者に対し、上記イにより7月分から翌年2月分までの実費分の介護保険料を生活扶助費に加算している。

(6) 年金等に係る収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(7)によると、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はそ

の長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること」とされている。

また、局長通知第8・1・(4)・アによると、「・・・恩給法、厚生年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

(7) その他

事務次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分（介護保険料加算削除）について

(1) 請求人は、〇〇市内に住所を有し、かつ令和3年3月1日現在〇〇歳であったことから、介護保険の第一号被保険者であることが認められる。

そして、第一号被保険者である請求人は、介護保険料の納付義務を負っていたため、同納付額の実費を保護費として加算することとされており、処分庁は、上記1・(5)・イ及びウのとおり、被保護者が令和2年7月分から令和3年2月分までの介護保険料を納付する義務があることから、被保護者である請求人に対する保護費について、同期間における実費分の介護保険料加算を行って支給している。そして、介護保険料の納期は2月分までであることから、令和3年3月1日を変更年月日として、介護保険料加算の削除を理由とする本件処分を行っていることが認められる。

したがって、本件処分における介護保険料加算の削除については、保護基準等に従い適正に行われているものと認められる。

以上のとおり、本件処分は法及び保護基準等に則って適正に行われたものであり、また保護費の算定において違算等も認め

られないことから、違法又は不当な点があるとは認められない。

(2) なお、本件処分とは直接関係ないが、請求人は、令和2年11月から令和3年3月まで冬季加算を受けていた。そして、同年4月から10月までは冬季加算の対象外であることから、処分庁は、4月分保護費において、令和3年4月1日付けで請求人に対する冬季加算（月額2,630円）を削除したものと認められ、冬季加算削除についても、保護基準等に従い適正に行われているものと認められる。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、上記のとおり、本件処分は、法令等に従って適正になされ、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することはできない。

なお、保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イによると、〇〇市、〇〇市のいずれも1級地—1に該当し、令和2年10月以降の生活保護基準額は同一であるから、毎月の生活扶助費の変動は生活保護基準額に対する加算項目、控除項目が要因により生じ得ることである。また、介護保険料の保険料率については、市町村ごとに条例で特例を制定できるものであるから、請求人が従前居住していた〇〇市と現住所のある〇〇市とでは、保険料率が異なることも当然起こり得ることである。

また、処分庁は、生活保護費の支給日を原則毎月5日とし、同日が土休日など閉庁日にあたる場合は、支給日を繰り上げているが、事前に支給日を被保護者に郵便で通知していること、生活保護費の支給額に変更があるときは、被保護者に通知書を送付していることから、支給の事務についても適正に処理していると認められる。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来